

ものづくり企業のオンライン商談に係る営業力強化セミナー開催業務委託仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、海外からの部品調達の遅れや大手メーカー（川下企業）の生産調整、営業活動の制限により、県内ものづくり中小企業の受注機会が喪失しています。

また、「新しい生活様式」としてリモートワークや非対面での商談等、営業活動のデジタル化が定着しつつある状況となっています。

以上を踏まえ、県内ものづくり中小企業がオンライン商談を効果的に実施して販路拡大につながるように、オンライン商談に必要な知識や技術等の習得、営業力の強化を図るセミナーを開催します。

2 業務名

ものづくり企業のオンライン商談に係る営業力強化セミナー開催業務

3 履行期間

契約日から令和3年3月19日（金）

4 業務概要

(1) ものづくり企業のオンライン商談にかかる営業力強化セミナーの企画及び実施

- ◆セミナーの開催形式は、WEB会議ツール等を利用したオンラインでの開催とすること。
- ◆セミナーの時間は、1時間30分から2時間とし、下記期日までに2回開催すること。
- ◆セミナーの開催期限は、1回目が契約日から令和3年2月12日（金）まで、2回目が令和3年3月5日（金）までとする。
- ◆各セミナーの開催日について1週間以上の間隔を空けること。
- ◆各セミナーの参加者募集期間は、1ヶ月以上設けるとともに、セミナー開催日の3日前を申込終了日とする。
- ◆参加対象者は三重県内に事業所や生産拠点を有するものづくり企業とする。
- ◆各セミナーの内容について、1回目はものづくり企業のオンライン商談の基礎的なもの（オンライン商談に必要な知識や技術、商談にかかる段取りや商談の進め方等）とし、2回目は、ものづくり企業のオンライン商談に係る営業力の強化（自社の強みの伝え方や効果的な営業アプローチ等）とすること。
- ◆各セミナーは、参加希望者より事前に受け付けた質問を踏まえた内容とすること。また、各セミナーの最後に10分程度の質疑応答の時間を設けること。
- ◆各セミナーへの参加企業数は、三重県内に事業所や生産拠点を有するものづくり中小企業で20社以上（実数）とすること。
- ◆各セミナーの開催にあたっては、セミナーの内容に係る資料を作成し、当日のセミナー参加者に作成した資料を電子媒体等により提供すること。
- ◆今後の企業支援の参考とするため、それぞれのセミナーの開催後に、受講者に対しアンケート調査を実施し、とりまとめること。
- ◆各セミナーについて、県への提出のため録画しておくこと。

(2) 報告書等の提出

業務受託者は2回目のセミナー開催後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書及び各セミナー動画を県に提出するものとする。

ア 提出期限

提出期限は、履行期限である令和3年3月19日（金）までとする。

イ 提出方法

(ア) 委託業務実績報告書

事業実績報告書の体裁は次のとおりとし、電子データ（CD-R）1部と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

- a 事業実施結果（各セミナーの開催内容、参加企業の反応及び課題、各セミナー参加者リスト等）
- b 各セミナーの当日の写真等
- c アンケート調査結果
- d その他、県が指示するもの

(イ) 各セミナー動画

各セミナー動画について、記憶媒体（DVD-R/RW等）に保存したうえで、各セミナーで1部ずつ提出するものとする。

ウ 納入場所

三重県 雇用経済部ものづくり産業振興課 市場開拓班

(3) 業務実施にあたっての留意点

ア オンライン環境

- ◆オンライン環境は受託者で環境整備すること。利用者の環境としては、特定のブラウザに依存がなく、特にEdge、Safari、Chrome、Firefox等での利用を可能とすること。言語設定を除き、利用者側の各種OSに依存しないこと。
- ◆各セミナーを開催するオンライン環境は、参加者が200名まで同時に参加できるものとする。

イ 各セミナーの参加者管理

- ◆各セミナーへの参加者受付については、県が県HP上で行い、参加者管理（セミナー参加希望者にWEBセミナーへの参加に必要なID等の送付、参加希望者からの問い合わせ対応等）については受託者が行うものとする。なお、各セミナーへの参加希望者については、県がリストを作成し、セミナー申込終了日に受託者へ送付する。

ウ その他

- ◆セミナーの内容や開催日等の詳細については、県及び受託者との間で協議のうえ決定する。
- ◆セミナーの開催に伴い発生する業務（参加者募集に向けたPR（HPでの周知や募集チラシの作成、SNS等による周知）、セミナー資料の作成等）は受託者が実施する。なお、セミナーの参加者募集に向けたPRは、県と協力して行うこととする。
- ◆その他記載にない事項等については、県と受託者が協議のうえ決定する。

- ◆本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

5 契約上限額

金 1, 208, 258円（消費税及び地方消費税を含む）

委託料の支払いは、業務仕様書及び企画提案書に基づく委託業務のすべて、県等との打合せに係る費用を含むものとする。

6 監査及び検査

契約条項に規定するところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者との間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容について

ては、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

10 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部ものづくり産業振興課市場開拓班

Tel : 059-224-2393 FAX : 059-224-2480 E-mail : hanro@pref.mie.lg.jp

担当 : 出口、大西